

政令第 号

株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十八号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。（投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部改正）

第一条 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）の一部を次のように改正する。

第六十一条の表第二百九条第一項の項中「株券」を「株券二」に、「投資証券」を「投資証券二」に改め、同表第二百九条第三項の項を次のように改める。

第二百九条第三項	
会社	投資法人
株主	投資主
受クベキ株券	受クベキ投資証券

	株券ノ交付		投資証券ノ交付
	旧株券		旧投資証券

第六十二条の表第二百二十四条ノ二第一項の項を次のように改める。

第一項	第二百二十四条ノ三第		会社	投資法人
	配当			金銭ノ分配
	株主又ハ			投資主又ハ

第六十二条の表第二百二十四条ノ三第三項の項中「第二百二十四条ノ三第三項」を「第二百二十四条ノ三第二項」に改め、同表第二百二十四条ノ三第四項の項中「第二百二十四条ノ三第四項」を「第二百二十四条ノ三第三項」に改める。

第六十二条の表第二百二十六条ノ二第二項の項を次のように改める。

第一項	第二百二十六条ノ二第	株主名簿	投資主名簿

第六十二条の表第二百二十六条ノ二第四項及び第五項の項中「及び第五項」を削る。

第六十四条の表第二百十五条第三項及び第四項の項の次に次のように加える。

第二百十五条ノ二	株券ガ	投資証券ガ
----------	-----	-------

第七十四条第一項の表第二百八十条ノ十七第二項の項の次に次のように加える。

第二百八十条ノ十七第 三項	株券ガ	投資証券ガ
------------------	-----	-------

第七十四条第一項の表第二百八十条ノ十八第三項において準用する第二百九条第一項の項を次のように改める。

第二百八十条ノ十八第 三項において準用する 第二百九条第一項	株主名簿	投資主名簿
	株券ニ トキ（株券ヲ発行セザル旨ノ 定款ノ定アルトキハ質権者ノ 氏名及住所ヲ株主名簿ニ記載 又ハ記録シタルトキ）	投資証券ニ トキ

(協同組織金融機関の優先出資に関する法律施行令の一部改正)

第二条 協同組織金融機関の優先出資に関する法律施行令(平成五年政令第三百九十八号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第二号中「書面」の下に、「(発行済優先出資の全部について法第三十条において準用する商法第二百二十六条ノ二第三項(株券の不発行)の規定により優先出資証券が発行されていない協同組織金融機関にあつては、法第十五条第五項において準用する商法第二百五条ノ二(株券廃止会社等の株式併合の手続)の規定による公告又は法第二十八条の二第二項の規定による通知をしたことを証する書面及び当該協同組織金融機関に該当することを証する書面)」を加える。

(資産の流動化に関する法律施行令の一部改正)

第三条 資産の流動化に関する法律施行令(平成十二年政令第四百七十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「法第四十八条の二」を「法第四十八条の二第一項」に改め、同条第二項中「第四十八条の二」を「第四十八条の二第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 法第四十八條の二第二項の規定において優先出資の消却について商法第二百十二條第四項の規定を準用する場合においては、同項中「第三百七十六條第一項及び第二項」とあるのは、「資産の流動化に関する法律第百十八條の八第三項又八第百十八條の九第三項ニ於テ準用スル第三百七十六條第一項及第二項」と読み替えるものとする。

第五條の三中「及び第三項」を削り、「同條第二項中「第二百二十四條ノ三第一項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第四十四條第三項ニ於テ準用スル第二百二十四條ノ三第一項」と、同條第三項」を「同項」に改める。

第六條第二項の表第二百一十條ノ五第二項の項を削り、同表第二百一十條ノ五第三項の項中「第二百一十條ノ五第三項」を「第二百一十條ノ五第二項」に改める。

第七條第一項の表第二百十四條第三項の項の前に次のように加える。

第二百九條第三項	
受クベキ株券	受クベキ優先出資証券又八単位未滿優先出資証券
株券ノ交付	優先出資証券又八単位未滿優先出資証券ノ

	旧株券	交付
	券	旧優先出資証券又八旧単位未満優先出資証

第三十二条の表第二百二十四条ノ三第四項の項中「第二百二十四条ノ三第四項」を「第二百二十四条ノ三第三項」に改める。

第三十二条の表第二百二十六条ノ二第二項の項を次のように改める。

第二二十六条ノ二第一項	会社	受託信託会社等
	株券	受益証券
	株主名簿	権利者名簿

第三十二条の表第二百二十六条ノ二第四項及び第五項の項中「及び第五項」を削る。

(株券等の保管及び振替に関する法律施行令の一部改正)

第四条 株券等の保管及び振替に関する法律施行令(平成十二年政令第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第三条の表第三十一条第一項第一号及び第五項の項中「及び第五項」を削る。

第四条第一項の表第三十一条第一項第一号及び第五項の項中「及び第五項」を削り、同条第二項中「なくなつた旨」と、「商法第二百二十四条ノ三第一項」とあるのは「優先出資法第二十五条において準用する商法第二百二十四条ノ三第一項」を、「なくなつた旨」に改める。

第五条第一項の表第三十一条第一項第一号及び第五項の項中「及び第五項」を削り、同条第二項中「なくなつた旨」と、「商法第二百二十四条ノ三第一項」とあるのは「資産流動化法第四十四条第三項において準用する商法第二百二十四条ノ三第一項」を、「なくなつた旨」に改める。

(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律施行令の一部改正)

第五条 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律施行令(平成十五年政令第百十八号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項第十号イを次のように改める。

イ 合併により定款を変更して株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めを設ける場合には、次に掲げる書面

合併転換法第五条第一項の規定によりその例によることとされる商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百五十条第一項の規定による公告（株券を発行しない旨の定款の定めがある銀行又は発行済株式の全部につき同法第二百二十六条ノ二第三項の規定により株券が発行されていない銀行にあつては、合併転換法第五条第一項の規定によりその例によることとされる商法第三百五十条ノ二の規定による公告又は合併転換法第五条第一項の規定によりその例によることとされる商法第二百二十八条ノ二の規定による通知）をしたことを証する書面

発行済株式の全部につき商法第二百二十六条ノ二第三項の規定により株券が発行されていない銀行にあつては、当該銀行に該当することを証する書面

第八条第三項第六号を削り、同項第七号を同項第六号とし、同項第八号中「合併転換法第五条第一項の規定によりその例によることとされる商法第三百五十条第一項の規定による公告をしたことを証する」を「前項第十号イに掲げる」に改め、同号を同項第七号とし、同項第九号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。

第三十二条第三号中「第八十九条の四第一項各号」を「第八十九条の四第一項第二号及び第三号」に改

める。

第四十二条第一項第七号中「合併転換法第五条第一項の規定によりその例によることとされる商法第三百五十条第一項の規定による公告をしたことを証する」を「第八条第二項第十号イに掲げる」に改める。

第四十二条第三項第六号を削り、同項第七号を同項第六号とし、同項第八号中「合併転換法第五条第一項の規定によりその例によることとされる商法第三百五十条第一項の規定による公告をしたことを証する」を「第八条第二項第十号イに掲げる」に改め、同号を同項第七号とし、同項第九号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。

(金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律施行令の一部改正)

第六条 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律施行令(平成十四年政令第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二十四号の次に次の二号を加える。

二十四の二 株券等の保管及び振替に関する法律第十五条第二項第三号の規定による質権者の氏名及び

住所の顧客口座簿への記載又は記録

二十四の三 株券等の保管及び振替に関する法律第十七条第二項第三号の規定による質権者の氏名及び

住所の参加者口座簿への記載又は記録

(会社更生法施行令の一部改正)

第七条 会社更生法施行令(平成十五年政令第百二十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「及び第七号」を「、第七号及び第八号」に改める。

(金融機関の合併及び転換に関する法律施行令の一部改正)

第八条 金融機関の合併及び転換に関する法律施行令(昭和四十三年政令第百四十三号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とし、同項第七号イを次のように改め、同号を同項第六号とする。

イ 法第七条第三項第一号において準用する商法第四百八条第六項(合併契約書の承認)の場合には、次に掲げる書面

法第五条第一項の規定によりその例によることとされる商法第三百五十条第一項(株式譲渡制

限の決議等の公告等)の規定による公告(株券を発行しない旨の定款の定めがある銀行又は発行済株式の全部につき同法第二百二十六条ノ二第三項(株券の不所持制度)の規定により株券が発行されていない銀行にあつては、法第五条第一項の規定によりその例によることとされる商法第三百五十条ノ二(株式譲渡制限の決議等の公告等の特例)の規定による公告又は法第五条第一項の規定によりその例によることとされる商法第二百二十八条ノ二(株券廃止会社等の公告の特例)の規定による通知)をしたことを証する書面

発行済株式の全部につき商法第二百二十六条ノ二第三項(株券の不所持制度)の規定により株券が発行されていない銀行にあつては、当該銀行に該当することを証する書面

第九条第一項第八号を同項第七号とし、同条第二項第四号ニ中「法第五条第一項の規定によりその例によることとされる商法第三百五十条第一項(株式譲渡制限の決議等の公告等)の規定による公告をしたことを証する」を「前項第六号イに掲げる」に改める。

(商法、有限会社法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の関係規定に基づく電磁的方法による情報の提供等に関する承諾の手續等を定める政令の一部改正)

第九条 商法、有限会社法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の関係規定に基づく電磁的方法による情報の提供等に関する承諾の手続等を定める政令（平成十四年政令第二十号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「、第三百三十四条第三項及び第四百八十三条前段」を「及び第三百三十四条第三項」に改め、「、同法第四百八十三条前段において同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用するときは、前二項中「会社」とあるのは「外国会社」と」を削り、同条第四項中「、同法第四百三十条第二項において同法第二百三十二条ノ二第三項、」に改め、「並びに同法第四百八十三条前段において同法第二百四条ノ三第二項及び第二百四条ノ五第二項において準用する同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用する場合」及び「、同法第四百八十三条前段において同法第二百四条ノ三第二項の規定を準用する同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用するときは、第一項及び第二項中「株主」とあるのは「株式の譲渡の相手方として指定された者」と、「会社」とあるのは「株主」と、同法第四百八十三条前段において同法第二百四条ノ五第二項において準用する同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用するときは、第一項及び第二項中「株主」とあるのは「株式を取

得した者」と、「会社」とあるのは「外国会社」とを削り、同条第五項を削る。

第六条第三項中「、第二百八十条ノ三十三第三項及び第四百八十三条前段」を「及び第二百八十条ノ三十三第三項」に改め、「、同法第四百八十三条前段において同法第二百四条ノ二第六項の規定を準用するときは、前二項中「会社」とあるのは「外国会社」とを削り、同条第四項を削る。

第十九条中「第二十四条第四項」を「第二十四条第五項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の一部の施行の日（平成十六年十月一日）から施行する。

（改正法附則第三条第五項等の政令で定める期間）

第二条 改正法附則第三条第五項、第十四条第四項、第十五条第五項、第十八条第四項、第十九条第五項、第二十二條第四項及び第二十三條第五項に規定する政令で定める期間は、十五日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）とする。

(振替株式の内容の公示)

第三条 改正法附則第八条第八項において準用する改正法第一条による改正後の社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）（以下この条及び次条において「新振替法」という。）第百六十九条に規定する政令で定める方法は、電磁的方法（新振替法第三十四条第三項に規定する電磁的方法をいう。次条において同じ。）であつて、内閣府令・法務省令（国債を取り扱う特定振替機関（改正法附則第七条第一項前段に規定する特定振替機関をいう。）の場合にあつては、内閣府令・法務省令・財務省令。次条において同じ。）で定めるものにより、改正法附則第八条第五項の通知に係る振替株式（新振替法第二百一十八条第一項に規定する振替株式をいう。）の全部につき振替口座簿の抹消が行われる日まで、不特定多数の者がその提供を受けることができる状態に置く措置とする。

第四条 改正法附則第九条第六項において準用する新振替法第百六十九条に規定する政令で定める方法は、電磁的方法であつて、内閣府令・法務省令で定めるものにより、改正法附則第九条第五項の通知に係る振替株式の全部につき振替口座簿の抹消が行われる日まで、不特定多数の者がその提供を受けることができる状態に置く措置とする。

理由

株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、投資信託及び投資法人に関する法律施行令その他の関係政令について、所要の規定の整備を図る等の必要があるからである。